

令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

令和5年4月21日（金）午後3時から午後5時まで

2 会場

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

3 出席者

伊藤委員、金子委員、清野委員、小池委員、小林委員、佐瀬委員、島野委員、辻委員、中西委員、濱田委員、原島委員、樋口委員（会長）、前田委員、鞠子委員、宮崎委員（副会長）、安間委員、矢野委員
（欠席：青池委員、市村委員、寺尾委員）

4 議事

- (1) 諮問
- (2) 採択の制度について
- (3) 審議 「教科書の採択方針について」
- (4) 答申

令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会、会長・副会長選出

【管理課長】 それでは、定刻が参りましたので、よろしくお願ひいたします。

本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、教育庁指導部管理課長の川口と申します。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、委員の皆様の出席状況についてですが、本日は20名の委員の方々のうち3名の方が御欠席との御連絡を頂戴しております。現在、17名の委員の皆様方に御出席いただいております。審議会規則第6条で定められております定足数、半数以上に達しておりますので、東京都教科用図書選定審議会の第1回会議を開会させていただきます。

配付資料といたしまして、お席に、議事日程、審議会委員名簿、事務局職員名簿、座席表を置かせていただいておりますので、御確認いただければと存じます。不足等ございましたら、お申し出いただければ職員がお持ちいたします。

なお、本日の会議につきましては、今お席にタブレット端末を置かせていただいておりますが、こちらを利用いたしましてペーパーレスで会議を進めさせていただきたいと考えております。

説明資料はタブレット端末に保存されてございます。説明者のホスト端末の画面と皆様の画面が同期しておりますので、画面の文字が小さいなど見づらいといった場合には、お手元に拡大等していただくことができますので、適宜御操作いただければと思います。

操作方法等、御不明な点がございましたら、近くの係の者にお声がけいただければ対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。皆様の後ろのほうに控えております。

まず初めに、委員の皆様のお紹介でございます。大変恐縮ですが、お手元にある名簿の順番に、それぞれ現職、お名前など、一言自己紹介をお願いできればと考えております。伊藤委員からお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員】 皆様こんにちは。初めまして。私、東京都特別支援学校PTA連合会会長を務めております伊藤紀子と申します。所属は鹿本学園となっております。どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。

【管理課長】 順次名簿の順でよろしくお願ひいたします。

【金子委員】 皆様こんにちは。豊島区から参りました、豊島区教育委員会教育長を拝命しております金子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【清野委員】 こんにちは。渋谷区立渋谷本町学園統括校長、清野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【小池委員】 皆様こんにちは。東京都立北特別支援学校校長の小池でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員】 昭島市教育委員会指導課長の小林邦子でございます。よろしくお願いいたします。

【佐瀬委員】 こんにちは。東京都PTA協議会の副会長、佐瀬といいます。よろしくお願いいたします。

【島野委員】 皆様こんにちは。文教大学付属小学校校長、島野歩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【辻委員】 失礼いたします。私、新宿区教育委員会統括指導主事の辻慎二と申します。よろしくお願いいたします。

【中西委員】 皆さんこんにちは。十文字学園女子大学の中西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【濱田委員】 皆さんこんにちは。東京学芸大学の濱田と申します。よろしくお願いいたします。

【原島委員】 こんにちは。奥多摩町教育委員会、原島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【樋口委員】 こんにちは。明星大学特任教授の樋口豊隆と申します。よろしくお願いいたします。

【前田委員】 こんにちは。稲城市立長峰小学校主幹教諭の前田仁美です。よろしくお願いいたします。

【鞠子委員】 皆様こんにちは。東京都教育庁の都立学校教育部の特別教育支援課長をしております鞠子と申します。よろしくお願いいたします。

【宮崎委員】 皆さんこんにちは。港区立芝浜小学校の校長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【安間委員】 八王子市教育長の安間英潮と申します。よろしくお願いいたします。

【矢野委員】 こんにちは。都立墨東特別支援学校の指導教諭、矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。なお、本日は、青池委員、市村委員、寺尾委員の3名の方が御欠席となっております。

以上の方々に今回委員をお願いしているところでございます。

本来、委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、会議の進行上、大変恐縮ですが、既に委員の皆様には事前にお送りさせていただいております。御了解いただければと存じます。

次に、事務局の職員について自己紹介をさせていただきます。

では、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 東京都教育庁指導部長の小寺と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【管理課長】 改めまして、管理課長の川口でございます。よろしくお願いいたします。

【義務教育指導課長】 いつもお世話になっております。指導部義務教育指導課長の坂本教喜です。どうぞよろしくお願いいたします。

【特別支援教育指導課長】 特別支援教育指導課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

【主任指導主事（高等学校教育指導課長代理）】 指導部主任指導主事の堀口と申します。本日、信岡が公務のために欠席いたしておりますので、代理で出席いたしました。よろしくお願い申し上げます。

【管理課長】 以上、事務局職員でございます。ありがとうございました。

では次に、本審議会では審議会規則第4条で、会長及び副会長1名を置くこととしております。会長及び副会長は委員の互選ということですので、御協議をいただければと存じます。御推薦等ございましたら、よろしくお願いいたします。

小池委員、お願いいたします。

【小池委員】 もし事務局で案等がございましたら、お願いしたいと思います。

【管理課長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、今頂きました御意見に従いまして事務局案を申し上げます。

事務局といたしましては、明星大学、樋口豊隆先生に会長をお願いできればと考えてございます。本委員会の委員として4期目でいらっしゃる。学校での指導経験や、これまでの学識経験等を踏まえて御尽力いただけるものと存じます。

また、副会長につきましては、港区立芝浜小学校校長の宮崎直人先生にお願いできればと考えております。同じく4期目でいらっしゃる。後ほど御説明いたしますが、今年度は小学校の教科書の採択が中心となってくる部分がございますことから、小学校の校長としての指導経験や見識などを踏まえて御尽力いただけるものと考えてございますが、いかがでござ

ざいましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【管理課長】 ありがとうございます。それでは、異議なしということでお言葉を頂きましたので、樋口委員に会長をお願いしたいと存じます。樋口委員、よろしいでしょうか。

【樋口委員】 分かりました。

【管理課長】 ありがとうございます。

同じく、宮崎委員に副会長をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

【宮崎委員】 承知いたしました。

【管理課長】 ありがとうございます。

それではお席をお移りいただきまして、それぞれ御就任の挨拶をいただければと思います。

また、以降の進行を会長をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは皆さん、改めましてこんにちは。明星大学の樋口と申します。早いもので4期目。1年目は、たしかこの会議はオンラインでやっていたと記憶しています。本当にこの流れの速さといえますか、なかなか流れの速い4年間なのだと思います。

ただ、時代がいろいろ変わっても子供たちの学びの基礎というのは、つまり形は変わってもデジタル教科書が入ってくる、あるいはいろいろなICT機器が進むといっても、やっぱり基本は教科書。どんなに形が変化しても教科書が子供たちの学びの基盤で基礎だと。そのようなことを皆様と確認させていただいて、本会を進めさせていただきたいと思います。どうぞ御協力のほど、よろしく願いいたします。

【副会長】 副会長を務めさせていただきます、芝浜小学校の校長の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私も、もう4期目になるのだなというのを改めて確認したところでございます。小学校の方も、いろいろな端末が入ってきて、いろいろな授業の状況も変わってきている中でございますので、その中でも教科書というのは本当に重要な教材の一つでございますから、とてもこの会というのは重要だなというのを改めて感じているところでございます。

これまでの経験を生かして精いっぱい務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただく前に、会議の運営についてお諮りしたいと思います。

これが本年度第1回目の会議でございますので、事務局から会議の運営についての御説明をお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。それでは、御説明させていただきます。

東京都では、情報公開の観点から、審議会等の会議をできるだけ公開するということが方針として示されております。本審議会につきましてもこの原則を適用し、今回も含め3回開催を予定している審議회를原則公開とさせていただきたいと存じます。

また、会議の議事内容につきましても、原則として開示させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了承をお願いいたします。

本日の会議では、教育行政研究会1名の取材と5名の傍聴の申込みがございました。また、教育行政研究会からは冒頭の撮影の申込みがございました。つきましては、これ以降の会議を公開とし、報道関係、傍聴の入室の可否につき御決定いただきますようお願いいたします。撮影は冒頭の2分間のみの頭撮りとなりますが、その他の取材及び傍聴は会議終了まで入室可能となっております。

なお、取材を含む傍聴に当たりましては、傍聴者に配っております審議会傍聴要領に従うよう、あらかじめお願いしてございます。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくこととなります。会長には、傍聴者の入室完了後、この旨、宣言をしていただきますようお願いいたします。

御説明は以上でございます。

【会長】 ただいまの説明を受けまして、ここからの会議を公開するということにつき、御異議がなければ入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、お願いいたします。

————— (取材・傍聴者入室) —————

【会長】 それでは、議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただきますので、御留意いただきたいと思います。

それでは、議事日程に従いまして、ここで東京都教育委員会から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

【指導部長】 改めまして、教育庁指導部長の小寺でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。第1回東京都教科用図書選定審議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび皆様方には、当審議会への委員の御就任につきまして御依頼を申し上げますところ、皆様御快諾いただきました。誠にありがとうございます。

また本日は、年度初めの御多用のところを御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

都内の多くの学校では、入学式、あるいは始業式から約2週間程度がたっているわけですが、私もこの間、入学式を含めて複数の都立学校を訪問しました。生徒、子供たちの表情からは、昨年までと違った伸び伸びとした笑顔を感じる状況かなと思っています。長かったいわゆるコロナ禍も、ようやく収束に向けて兆しが見えつつあるのかなと思っています。一日も早く子どもたちが、友達同士ちゅうちょなくマスクを外して、輝く笑顔で教員とも関わりながら充実した教育活動ができることを願っているところでございます。

さて本審議会は、義務教育諸学校で使用いたします教科書の採択の適正な実施を図るために法令に基づき設置されているものでございます。その役割といたしましては、東京都教育委員会が行う採択や教科書調査研究資料の作成、そして区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して行う指導、助言等について御意見を頂くという大変重要なものがございます。

今年度皆様方にお諮りいたしますことは3点でございます。1点目が、教科書の採択方針について。2点目が、調査研究資料について。3点目が、令和6年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択についてでございます。これらの3点について、本日から3回にわたる会議で御審議いただきたいと考えております。

今年度は、4年ぶりに全面改訂となります小学校用教科書について調査研究を行います。その資料について、第2回、そして第3回の会議で御審議いただくことといたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

児童・生徒にとってよりよい教科書を採択することは、教育委員会が果たす最も重要な役割の一つでございます。東京都教育委員会といたしましては、適正かつ公正な教科書の採択をより一層推進し、区市町村教育委員会等への指導、助言の充実を図ってまいりたい所存でございます。

審議会委員の皆様方に御指導のほどをお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

議 事

【会長】 それでは、議事に入らせていただきます。

今、指導部長からのお話の中にもございましたけれども、改めて東京都教育委員会から今回の諮問を頂きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【指導部長】 それでは、諮問文の内容を読み上げさせていただきます。資料にも御提示させていただいているものでございます。

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会

諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和6年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

なお、本日の第1回の審議会で御審議いただき、答申を頂きますのは、諮問事項1の「教科書の採択方針について」でございます。

諮問事項2の「教科書調査研究資料について」は第2回及び第3回の審議会で、諮問事項3の「令和6年度使用教科書採択」については第3回の審議会で答申を頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

ただいま諮問文を頂戴いたしました。これから会議を進めてまいりますけれども、新しい委員の方もいらっしゃいますので、この会の審議の参考に、教科書採択の制度について東京都から御説明いただけますでしょうか。

【管理課長】 承知いたしました。それでは、少々お時間を頂戴しまして、今お手元のほうも映っているかと存じますが、資料1「東京都における教科書制度（義務教育諸学校）」を使いまして、教科書の採択制度の概要について御説明させていただきます。

このページでは、教科書の定義や採択の仕組み、都道府県教育委員会や審議会の任務、採択のスケジュールなどを御説明させていただきたいと存じます。

まず1番「教科書の定義・種類」でございますが、(1)にあります、文部科学省の検定を経て発行される「文部科学省検定済教科書」。

(2)の、文部科学省が著作・編集を行った上で発行される「文部科学省著作教科書」。

(3)としまして、一般図書、いわゆる「附則9条本」がございます。学校教育法附則第9条第1項に、高等学校や特別支援学校、特別支援学級において、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができることと規定されておりまして、具体的には、特別支援学校の主に知的障害部門で使用いたします絵本などがございます。

2番の「教科書の採択」についてでございます。

まず(1)ですが、文部科学省が作成した教科書目録に登載されました教科書の中から、種目ごとに1種の教科書を採択いたします。また、義務教育諸学校の教科書は、4年間は毎年度同一の教科書を採択することとなっております。

(2)の「採択の権限」についてでございます。教科書を採択する権限は、公立学校は所管の教育委員会にございます。区市町村立学校は区市町村教育委員会が、都道府県立学校は都道府県教育委員会が採択いたします。また、国立と私立の学校につきましては、それぞれの学校長が採択することとなっております。

(3)の「採択の単位」についてでございますが、都内の場合、区市町村立学校は原則と

して区市町村ごと。都立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、国立・私立学校は学校ごと。都立特別支援学校（小・中学部）は障害種別ごとに、それぞれ種目ごとに1種の教科書を採用することとなっております。

なお、採択の時期についてですが、毎年度8月31日までに採択することとなっております。

3番、東京都における「教科書採択の仕組み」でございます。図でこのように掲載してございますが、字が小さくて申し訳ございません。「教科書発行者」と「文部科学大臣」という囲みの間の（1）から、流れに沿って（2）（3）と載っております。

まず（1）ですが、教科書の発行者が文部科学大臣へ検定に合格した次年度に発行する教科書の届出をいたします。それを受けまして、（2）ですが、文部科学大臣から私ども東京都教育委員会へ教科書目録が送付されますとともに、（3）ですが、発行者から教科書の見本が送られてまいります。それを踏まえて採択業務を行うということでございます。

図の（6）と（7）のところ、選定審議会の意見を伺うため、審議会に諮問し、答申を頂きながら業務を進めていくというふうになってございます。

教科書を採用するに先立ちましては、教科書の調査研究を行います。それぞれの教科書見本を見まして、各教科書の特色はどういうものかといったことを調べてまいります。

調査研究に当たりましては、右側の中ほどに「教科書調査員」とございます。四角く囲ってございますけれども、公立学校の教員等を調査員に委嘱しまして調査研究を行い、その内容を報告してもらいます。

その上で、（9）のところですが、東京都教育委員会において、都立の各学校で使用する教科書について採択いたします。

また、図表の下段、左側になりますけれども、区市町村教育委員会や国立・私立学校に対しましては、指導、助言、援助としまして、東京都教育委員会が作成した調査研究資料等を提供いたしまして、それらに基づいて各区市町村等でも調査研究をし、それぞれ採択業務を行うという流れでございます。

4番です。義務教育諸学校で使用する教科書採択に関しまして東京都教育委員会の役割です。

ここでは三つございますけれども、まず一つ目としまして、都立の義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るために、採択替えとなる教科書や新たに採択する教科書の調査研究を計画し、自ら採択を行います。

2点目は、区市町村の教育委員会や国立・私立の学校の校長が行う採択に関する事務につ

きまして、東京都教科用図書選定審議会、本審議会の意見を伺った上で採択方針を通知するなど、適切な指導、助言、援助を行います。

3点目ですが、教科書採択地区を設定することとなっております。先ほども簡単にお話ししましたが、東京都の採択地区は全部で54となっております、原則的には、それぞれの区市町村で一つの採択地区でございます。ただし、西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区、以上の4区域につきましては、複数の町村が一つの採択地区を構成しております。

次に5番「東京都教科用図書選定審議会」、本審議会についてでございます。

都道府県の教育委員会が、採択に関して指導、助言や援助を行おうとするときには、あらかじめこの審議会の意見を聞かなければならないということが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に定められております。

このように、本審議会は法定上の機関でございます、東京都教育委員会の附属機関として設置されるところでございます。委員の構成につきましては、条例により20名と定められております。

審議会の設置期間ですが、毎年度4月1日から採択の期限であります8月31日まで設置することとなっております。

所掌事務は、東京都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導、助言、援助に関する重要事項と、都が設置する義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項についてとなっております。

続きまして6番、採択替え・調査研究を行う年度についてです。

表のほうで記載してございますけれども、先ほどもお話ししましたが、義務教育の場合、採択替えは原則4年ごとに行われます。その際、調査研究を実施しております。こちらの表は採択替えを行う年度を表にまとめたものでございまして、今年度につきましては昨年度に新たに検定に合格いたしました小学校用教科書の調査研究を実施いたします。青くなっている部分でございます。

次に、7「令和5年度に行うべきこと」。

今年度行う内容ですけれども、まず一つとして、今申し上げましたとおり、小学校用教科書の調査研究に関すること。二つ目としまして、都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関することとなっております。

なお、下の「※」に書いてございますが、都立の小学校、それから特別支援学校の小学部が、この採択替えとなっているということでございます。

最後になりますが、学習者用デジタル教科書について簡単に御説明させていただきます。

まず、デジタル教科書というものですけれども、こちらは、あくまで教科書は基本的に紙の教科書を基本とするということをごさいます、文部科学省検定済みの紙の教科書の内容を全部そのまま記録した電磁的記録を「デジタル教科書」と呼んでごさいます。紙の教科書に代えて使用することも可能となっております。ただし、デジタル教科書については、現在この無償給与の対象外という位置づけでごさいます。

次に、デジタル教科書に期待されている点ということで、メリットの例をこちらでは掲載いたしました。こちらは文部科学省の有識者会議であります「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告」で示されているものを掲載させていただきました。

この中でメリットの例としましては、グループ学習等で書き込んだ内容を見せ合うことで効果的に対話的学びを行うことができることとすとか、拡大表示や音声読み上げ機能の活用によるメリット、デジタル教材との連携により学びの幅を広げたり内容を深めることが容易になるということが挙げられてごさいます。

次に、現在の国の動向について簡単に御説明させていただきます。

まず、上の箱の①のところですが、国では、小学校用教科書の改訂時期であります令和6年度を、このデジタル教科書の本格的な導入の最初の契機として捉えまして、教科・学年を絞って段階的に導入することとごさいます。まず、令和6年度から、小5から中3を対象に「英語」を導入し、その次に「算数・数学」を導入する方向とごさいます。

また、紙とデジタルにつきましてはどちらか一方ということではなくて、児童・生徒の特性や学習内容等に応じて適切に組み合わせてハイブリッドに活用していくという方向性が示されているところごさいます。

下の箱、②です。文部科学省で学習者用デジタル教科書の実証事業というものが令和3年度から実施されておまして、小・中学校等を対象にデジタル教科書を提供しまして、課題の抽出、解決策の検証等を行うというものでごさいます。

「英語」につきましては、令和4年度、5年度ともに、対象となる全校でこの無償の提供というものが実施されておます。

また、「英語」の次に導入するとされておました「算数・数学」につきましては、今年度、約5割の学校でこの無償の提供が実施されているというところごさいます。

次に「採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮」というものでごさいます、本年3月31日付の文部科学省通知におきまして、「教科書採択は紙の教科書であることが基本である」としつつ、「令和6年度以降は英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて

提供される予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択は、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる」と示されたところでございます。

なお、5月上旬頃には、このデジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供される予定ということで聞いてございます。

最後のページは参考でございます。教科書関係の法令を一覧として載せさせていただいたものでございますので、御覧いただければと存じます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 御説明ありがとうございました。

「東京都における教科書制度」ということで、コンパクトに分かりやすく御説明を頂いたと思うのですが、どうでしょうか。今の管理課長の御説明を頂いた中で、何か御質問があれば頂きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

今回、今日の会議については「教科書の採択方針について」の審議ということでこれから進めてまいりますけれども、今の御説明の中で、私から一つ御質問させていただきたいと思うのですが、最後に出てきたデジタル教科書についてなののですが、実態として、お子様が使っている、あるいは学校で使っている、区市で使っているとか、試行的にどうか、先行的に使われているケースというのは多いと思うのです。

それで、今回の審議ではないのですが、今後の東京都の調査研究資料の中では、このデジタル教科書についても調査して、各地区、あるいは学校等へ配付できるような体制を取られるのか、御検討いただいているのかどうかということでお聞きしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

【管理課長】 ありがとうございます。

先ほど申し上げました文部科学省からの通知の中でも、各採択権者が採択する際の在り方についてということで、先ほど申し上げましたように、デジタル教科書について「考慮の一事項とすることができる」と示されております。

ただ、実際に提供される内容が教科書の全てということではなくて、一部についての提供が頂けると聞いております。恐らく、そうなりますと、内容そのものは紙の教科書と変わらないということで、紙の教科書の調査研究と変わるところはございませんので、いわゆるデジタル教科書としての使い勝手といいますか、どのようなことができるのかというところが考慮事項の一つとして考えられるのかなと思っておりますので、その辺につきましては、頂いた見本、また留意事項等についても今後文部科学省から示されるということも聞いてございますので、そういったものも踏まえながら、どのような形でできるかと考えております。

ただ、このデジタル教科書については、考慮するかどうかも含めて採択権者の判断ということでございますので、我々としましては都教委として、都立学校の教科書の採択に向けた調査として考えていくことができるのではないかと考えております。

また、そういった調査をした際には、その内容を公表することで、各採択権者の皆様の御参考になればいいのかなというところで現段階では考えているところでございます。よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに何か皆様から御質問があればいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今日は諮問事項の1ということで、「教科書の採択方針について」の審議を行いたいと思います。

諮問事項1について、自由に御審議をしていただきたいと思っておりますと申し上げて、なかなか自由に審議することは難しいのではないかなと思っておりますので、もし事務局で、初回でもありますので、委員の皆様からいきなり御意見も出にくいと思っておりますので、過去の私どもの答申がどのような構成や内容になっていたかを御紹介いただければありがたいのではないかなと思うのですけれども、よろしいですか。

【管理課長】 ありがとうございます。それでは、簡単に御説明させていただきたいと思います。

今、会長からお話がありましたように、今回御審議いただく参考ということで、過去の採択方針ですとかをまとめたものを御覧いただければと思います。

まず、今年度、東京都教育委員会で行うべきことにつきましては、先ほど御説明させていただきました「令和5年度に行うべきこと」のとおりでございますので、改めて確認をいただければと思います。

また、過去の採択方針。参考資料1と2の記載が参考になろうかと思っておりますので、御覧をいただければと思います。

まず、参考資料1といたしまして、これは昨年度、本審議会から御答申いただいた内容でございます。

まず、記書きの「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございます。

こちらは、毎年度ほぼ同様の内容で答申を頂いているところでございますが、具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意し、総合的に判断をして、自ら都立学校で使用する教科書について採択を行うとともに、区市町村教育委員会など、他の採択権者にお

いても同様の方針で採択するよう指導、助言、援助を行うこととされております。

4点につきましては、(1)から(4)までこちらに記載がございますが、(1)として「採択は、採択権者が自らの責任と権限において適切かつ公正に行うこと」。(2)「学習指導要領や採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと」。(3)として「特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること」。(4)として「採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること」となっております。

なお、一つの採択地区に複数の教育委員会がある場合におきましては、東京都では4地区あると先ほど御説明をしたところですが、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うため、関係教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと。その際に、協議会において最終的な合意形成の方法等をあらかじめ定めておくこととされております。

次に、2でございます。教科書の調査研究に当たって東京都教育委員会が留意・検討すべきことについての記載でございます。今年度についても、こちらの記載の内容を御参考いただけるのではないかと考えてございます。

(1)から(4)に、小学校や中学校などに分けて記載されております。

内容ですが、まず(1)で小学校、そして(2)は中学校になっておりまして、東京都教育委員会は、それぞれの学校で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することというのが基本的な内容になってございます。

これに加えまして、(3)のアとイでは、都立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については、小中高や中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮して調査研究することとされてございます。

(3)のウでございますが、都立の特別支援学校で使用する教科書について、児童・生徒の障害の状況や特性を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究することとされております。

(4)につきましては、附則9条本、先ほど申し上げました学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書についてでございます。

こちらにつきましても、ここに記載されておりますように、令和4年度使用教科書として採択されました一般図書、その他の図書について検討、調査をすること。それから、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究をすること。なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やそ

の他参考となる事項についても、併せて調査研究することとなっております。

以上御説明した内容が、今年度の採択方針を作成する上で御参考いただけるかと思えます。

また、今年度につきましては、先ほど御説明いたしました、小学校英語の採択について、学習者用デジタル教科書を調査し考慮の一事項とすることができるとされております。会長からも御発言いただいたところがございますが、このことも踏まえて御審議いただくことができればと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

この画面をこのままスクロールしながら、ちょっと見ながら、皆様でお考えいただければと思うのですが、この採択の方針についてですが、いかがでしょうか。何か御意見等いただければと思えますけれども、よろしいでしょうか。どうぞ御遠慮なく御意見いただきたいと思えます。

濱田委員、お願いいたします。

【濱田委員】 先ほど委員長からの質問にもあったこととちょっと関連しますけれども、令和6年度からデジタル教科書に関して段階的に導入していくという中で、まず「英語」からスタートするというので、それは令和6年度から教科書として無償化されていくという理解でよろしいのでしょうか。

そしてまた、この審議会の中で扱う一部に関しては、教科書の内容なのか、デジタル化することで実現される使い方、そういうことも含むのかどうか。その辺りどのように考えていけばよろしいでしょうか。

【管理課長】 まずデジタル教科書についてですが、現状では、先ほどお話ししましたように、令和4年度、5年度と、実証事業の一環として国から無償で各学校に「英語」のデジタル教科書について、希望を取った上でということではあるのですが、提供されているところでございます。

また、令和6年度からの段階的な導入ということにつきましては、国の検討会議の報告も含めてアナウンスはされているところですが、どのような形で提供されるか。今、委員からお話がありましたような無償で提供する云々というところまで具体的な通知なりというのは、まだ現状では頂いていない状況でございます。

なお、本審議会におかれましては、調査研究そのものは事務局で行いますので、その調査研究の内容といいますか調査研究の在り方、内容等につきまして、御説明した中身について御審議いただくということで考えてございますので、デジタル教科書について行うのは、基本的にはデジタル教科書の一部が提供されると聞いておりますので、その内容というよりは、

どのような形で使えるものなのかという機能面の確認といったところが主になるのではないかと。今のところ、まだ提供されるのがこれからなものですから、仮定のお話で大変恐縮なのですが、そのような形を想定しているところでございます。よろしく願いいたします。

【会長】 濱田委員、よろしいでしょうか。

それでは、どうぞほかに御意見いただければと思います。

伊藤委員、いかがですか。

【伊藤委員】 私、所属が特別支援学校なので、そちらのお話になってしまうのですけれども、「特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること」と書いてあるのですけれども、そちらは令和6年度の一部デジタル導入に当たって、きちんとそういったところも配慮項目として整備されているのでしょうかというところが率直な質問となります。

【会長】 事務局、お願いいたします。

【管理課長】 デジタル教科書のメリットの一つとして、先ほど、字の拡大ですとか音声読み上げですとかいろいろな機能が出ている中で、子供たちの特性に応じた使い勝手と申しますか、そういったところが紙の教科書に比べて向上するのではないかとということも言われているところでございますし、そういったことも含めまして、機能面でどのような機能が提供されるのかというところを、障害のあるお子さんが使う場合ということも考慮しながら調査研究をすることができればいいのかなと現時点では思っているところでございます。

【伊藤委員】 ありがとうございます。

デジタル教科書と併せて、視線入力装置ですとかUDトークですとか、そういった機能、教科材料というところも含めて、同時にきちんとされていっていただきたいと思います。

以上です。

【管理課長】 ありがとうございます。

それぞれデジタル教科書としてどのような機能が備えられているかということの中での確認事項として、いろいろなところを確認していければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

何かほかに、御意見、御質問、御要望とかお願いとかございますでしょうか。

安間委員、お願いいたします。

【安間委員】 今回の教科用図書の採択方針については、私、決して前例踏襲がいいと言うつもりはないのですが、そんなに基本的なところ変えるようなものではないかなと思っ
ていまして、今の御議論を聞いていると、新しくデジタル教科書が出る、出ないにかかわら

ず、この基本方針についてはあまり揺るぎはないのではないかなと考えます。

もし事務局の方で、こういう部分を変えておかないと今後の変化に対応できないというところがあるなら伺いたしますが、私は、この基本方針は昨年度の方針のとおりでいいのではないかなと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。では、事務局、何か。

【管理課長】 ありがとうございます。

基本的には今お話しいただいた形で、これまでのところ例年ほぼ同様の内容での基本方針でございますので、同様の内容で基本方針として御答申を頂いてきたというところがございます。

1点気になりますのは、先ほどもお話ししましたが、デジタル教科書について採択権者がそれぞれの中で考慮することができるという示し方をされておりますので、都立学校で使う教科書の採択権者として、都教委としてどのような調査研究をすることがあるのかという点について言及ということは考えられるのかなと思っております。骨格としては、今、安間委員からもお話がありましたように、これまでと同様の形がベースになっていくということが考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに何か御意見があれば伺いたいと思います。

中西委員、お願いいたします。

【中西委員】 先ほど安間委員からお話がありましたように、私も基本的に採択方針に関しては、例年の、ここに示されているところを踏まえていただいて、採択方針を定めていただいたらいいのかなと思っております。

今お話があったように、ここで方針を出されたことにおいては、区市町村等での採択に生かされていくということになりますので、この採択方針に示されている、より専門的な調査研究を都がしっかりとやっていく。また障害特性に応じて、区市町村の見本となるような、その障害に応じた調査研究を都がしっかりと示していくということが本審議会の使命ではないかなと考えておりますので、そういった点をしっかりとこの採択方針の中で示されておりますので、是非この内容で採択方針を進めていただけたらと考えております。

【会長】 ありがとうございます。何か事務局からありますか。

【管理課長】 ありがとうございます。今頂いたような御意見を踏まえて進めていければ

と考えております。

【会長】 今、画面で御覧になっていただいている採択方針をきちんと踏まえていきながら、特にここに書かれておりますこれは、私どもの第2回目の審議会に関連すると思うのですけれども、私どもにとっても、あるいは地区や学校にとっても、各教科書の違いが明瞭で分かりやすい、そういう適切な資料を是非御提示いただきたいなと思っております。

それから、今いろいろ御意見も出た中で、東京都が進めている誰一人取り残さない教育というものを基盤にして、特に障害特性のある子供たちの学びに資する、つまりここに書いてあります、違いが明瞭に分かるように、子供たちの学びに資するような調査研究を行っていただければありがたいと私は思っています。

では、以上で審議はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ここで一旦、議事の進行の都合上、休憩に入らせていただきたいと思います。休憩時間中に、今頂いた御意見を踏まえて答申の案文を、私と副会長、事務局を交えて取りまとめさせていただきます。会議再開後に、諮問に対する答申案に基づいて審議をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは事務局にお返しいたします。

【管理課長】 御審議ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩の時間とさせていただきます。準備を進めたいと思っております。約20分程度ということですが、今4時前でございますので、会長、4時15分までということではいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、会議は4時15分再開ということで、それまで御休憩をお取りいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

————— (休 憩) —————

【会長】 それでは、審議を再開させていただきます。

これまでの御意見等を踏まえまして副会長と相談し、今答申文を作成いたしました。事務局から配付をしていただいたところです。お手元でございますでしょうか。

(答申案配付)

【会長】 それでは、こちらは現時点で委員のみに配付させていただいております。この答申文につきまして、管理課長からお話しいただきたいと思っております。

【管理課長】 ありがとうございます。

ただいま、委員の皆様のお手元には答申案を配らせていただきました。こちらにつきまし

て、今、会長からもお話がございましたが、本日のところは委員のみに配付させていただきます。

この答申文につきましては、予定では明日以降、東京都教育委員会ホームページに掲載いたしまして公表する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、答申案につきまして、私から読み上げさせていただきます。

令和5年4月21日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書の採択方針について（答申）

令和5年4月21日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和6年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部）の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和5年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状

態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

答申案は以上でございます。

1点補足をさせていただきますと、基本的な構成、内容につきましては、従前答申を頂いたものと同じものがございます。

今年度新たに加えましたところとしまして、先ほど御審議の中でも御意見いただきましたデジタル教科書につきましては、小学校で使用する教科書につきましては、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができるということについて、文部科学省からの通知が出ておりますことから、そういったことにも配慮をした上で調査研究することという一文を、「都立小学校で使用する教科書」及び「都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書」の欄に今回から新たに加えさせていただいたところがございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今回の答申は（3）のA、ウに、なお書きを加えさせていただいたということです。今、補足の説明も頂いたところですが、この答申でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは御異議はないということで、今、皆様に御検討いただいた内容のとおり答申をいたしたいと思います。改めて確認でございますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申案を本審議会の答申として決定させていただきます。

【管理課長】 ありがとうございます。

それでは、これから会長から答申の手交を行っていただければと存じます。

【会長】

令和5年4月21日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 樋口豊隆

教科書の採択方針について（答申）

令和5年4月21日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、このように答申をさせていただきます。

全文は省略をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

—————（会長から指導部長へ答申の受渡し）—————

【指導部長】 確かに承りました。

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

【会長】 それでは、今回の役割であります諮問の1についての答申を終了させていただきます。御協力いただき本当にありがとうございました。時間内で収めることができました。

【安間委員】 会長。安間です。

【会長】 はい。

【安間委員】 今の答申について、ごもつともで、すんなり行ってよかったと思うのですが、若干時間を頂いて、せっかくの機会なので、教科用図書の選定採択に当たっての東京都教育委員会の援助のことについての認識をちょっとお伺いしたいなと思います。決してこうしてくれ、ああしてくれという話ではなくて、都教委としてどのように認識しているのかというお話で、端的に言うとも見本本の話です。

まず、採択前の協議のところですが、当然東京都教育委員会にも、見本本の数が少なく、いろいろな人たちが目を通す機会が少ないという御意見は上がっていると思います。特にPTA連合会の方々は、そういうお声を聞くのではないかなと思いますが、まずそれについて、どうしようもない部分はあると思うのですが、東京都教育委員会としてどのような認識なのかお伺いさせてください。我々もそれを答弁するときの参考にさせていただきます。

【管理課長】 ありがとうございます。教科書の見本本に目を通す機会をどう確保したらいいかというあたりかと思えます。

そもそも教科書採択に当たって、教科書発行者と各採択権者の関係がしっかり公正・適正なものでなければならないということが、一つ大前提としてございます。

そういった中で、採択をするための調査研究にやむを得ない部分について見本本として提供いただき、その内容を採択権者がよく調査研究して採択をなさないと、当然その見本本についても、一般の方々にも公開されるべきということも示されているところかと存じます。

ただ、公正・適正な関係を保つという意味からも、見本本の配付の冊数というのは国から定められておまして、定められた冊数がそれぞれ配付されているというものがございまして、それを我々採択権者も活用しながら調査研究を進めているという実態がございまして。

ただ、そういった中で、それぞれ教科書センターということで、一般の方々に公開するためのセンターを設置して、そこで一般の方々の供覧に供するというのも定められております。都教委におきましても水道橋にございます教職員研修センターなどを教科書センターと定めまして、これらの見本本等について皆様方に御覧いただけるようにしておりますし、それぞれの地区ごとでもやっているかと思っております。

ただ、そういったところで数に限りのあるというところもありますので、定められた中でそういった供覧をしていただくというところで、現状では我々としても対応させていただいているところでございます。

【安間委員】 続いての質問は採択後の話ですが、夏ぐらいに我々市区町村は採択いたします。それから半年後に、その教科用図書を使って先生たちは授業を始めるわけですが、今現在配られている見本本を活用するしかないのですが、指導計画の具体的な作成であるとかそういったものは、その期間で間に合うとお考えでしょうか。

【管理課長】 どう答えていいのかなかなか難しいところもあるのですが、確かに実際に教科書の現物が配付される時期というのもある程度スケジュール的に決まっているところがあります。そうやって実際現場の先生方のお手元に届いてから、実際にそれを授業で活用するまでの時間は必ずしも十分ではないという問題意識、今の教育長からのお話ということなのかなとも思うのですが、我々採択の取扱いをする立場の職員としては、適正に配付されたものの中で活用していただくということで考えていただくしかないのかなど。お答えとして不十分かもしれません。見当違いであつたら御指摘いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【安間委員】 改めてルールの部分と実質の部分というもののギャップについて、しっかりともう一度お考えいただけるとありがたいなことだけ申し上げておきます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに、何か補足で御質問とかがございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次回以降の予定について説明いただきたいと思います。

今回の内容につきましては、実際の調査研究が適正かどうかということを委員の皆様にご覧いただき、その際に今お話にも出ていました教科書の見本本も全て小学校のものをご用意

していただいて、限られた時間の中ですけれども、手に取って教科書を見ていただきながら、また御審議いただくということになろうかと思えます。初めての委員の皆様もいらっしゃいますので、少し補足させていただきます。

それでは事務局の方、よろしくをお願いします。

【管理課長】 改めまして、本日、活発に御審議いただきまして誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

それでは、次回以降の日程について御案内させていただきます。お手元の議事日程の下段を御覧いただければと存じます。

まず第2回でございますが6月5日の午後、また第3回につきましては6月29日の午後に予定をしております。詳細につきましては委員の皆様には後日メールで御案内させていただきますとともに、開催日の1週間ほど前に東京都教育委員会のホームページでもお知らせいたします。

また、最後になりますが、本日参考資料として机の上に置かせていただきましたものにつきましては、そのまま机に置いておいていただければ事務局で対応いたしますので、どちらでも結構でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

【管理課長】 ありがとうございました。

それでは最後に、東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は諮問事項につきまして、熱心に御審議の上、御答申を頂きまして誠にありがとうございました。

東京都教育委員会といたしましては、早速この答申の趣旨に即しまして令和6年度の採択方針を決定し、区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して周知徹底してまいり所存でございます。

また、調査研究資料の作成につきましても、早速着手してまいりたいと考えております。

なお、ただいま管理課長からもお願い申し上げましたが、次回の審議会につきましては、調査研究資料について御意見を頂きたいと考えておりますので、御多用とは存じますが、御出席方、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【会長】 それでは、本会を閉会させていただきます。皆様、御協力いただき本当にありがとうございました。お疲れさまでした。